

○政府預金受払特別取扱手続第21条に規定

する米貨債の証券又は利札の買取資金に

ついて (昭和28年5月6日 蔵理第10322号
大蔵省理財局長から 日本銀行国債局長あて)

東京銀行取扱にかかる標記のことについては、さきに蔵理第10102号で通知したが、東京銀行以外の財務代理人の取扱にかかるものについても、今後は当分の間同銀行の戦前未払外貨債等整理資金を使用することとしたから御了知願います。なお上記証券又は利札の買取に要する外貨債事務取扱手数料は一時貴行において立替え願います。追つて本経費はこの種経費の最終的処理手続の決定次第支払を致します。